

教 職 第 914 - 3 号

平成 29 年 12 月 25 日

各市町村立小・中・特別支援学校長
川口市立県陽高等学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

定年退職予定者に係る退職手当の試算結果の送付について（通知）

本県の学校教育の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「職員の退職手当に関する条例」の一部改正案が12月定例県議会において成立しました。

これに伴い、改正条例に基づく定年退職予定者に係る退職手当の試算結果（退職手当概算書）を送付します。

つきましては、プライバシー等に十分配慮の上、各試算希望者に配布をお願いします。
(個人あて封筒は、開封せずにそのまま本人へお渡しください。)

なお、今年度については、条例改正による影響を鑑み、試算希望のなかった定年退職予定者の試算結果も併せて送付します。お手数ですが、該当する職員に御確認いただき、希望がある場合は配布してください（希望がない場合はプライバシーに配慮した上で、各所属所にて廃棄してください。）。

また、お手数ですが別添の定年退職予定者あて文書（「退職手当の試算結果の送付について」及び別紙1～2）を試算希望者の人数分印刷の上、併せて配布をお願いします。

御不明の点があれば、総務・退職手当担当までお問い合わせください。

総務・退職手当担当 春山・高橋

TEL 048 - 830 - 6670

FAX 048 - 830 - 4953

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県教育局教職員課
総務・退職手当担当
(FAX: 048-830-4953)

氏名 _____

平成30年1月31日退職の場合の退職手当額の試算について（依頼）

標記についての試算を希望しますので、必要情報を下記のとおりお知らせします。

1 希望者氏名・職員番号
(電算ゴム印使用) _____

2 所属所・職名
所属 _____ 職名 _____

3 所属所連絡先 〒
住所 : _____
TEL : _____
FAX : _____

※試算結果につきましては、本人あて親展郵便で所属所に郵送いたします。御依頼いただいた日から3日～4日以内を目安（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）に発送しますので、御了承ください。

※この試算希望は今年度末（平成30年3月31日）定年退職予定者のみとなります。

退職手当の試算結果の送付について

平成29年12月定例県議会において「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」が成立しました。これに伴い、改正後の条例を基にした試算結果（「退職手当概算書」）を送付しますので、御参照ください。

なお、条例改正の概要は下記のとおりです。

記

1 支給割合の改正

退職事由と勤続期間から算出される「支給割合」が【別紙1】のとおりとなります。

2 改正条例の施行日

平成30年2月1日以降退職者より適用

3 施行日前日（平成30年1月31日）に退職した場合の支給額について

誕生日を迎え定年の年齢に達した後、平成30年3月31日の定年退職日よりも前に退職する場合の支給割合は、「自己都合」の支給割合ではなく「定年」の支給割合となります。

なお、平成30年1月31日付け退職の場合の試算を希望する場合は、概算書に同封の「平成30年1月31日退職の場合の退職手当額の試算について（依頼）」に必要事項を御記入いただき、下記担当までFAXで御依頼ください。

平成30年1月31日付け退職の場合の試算結果を改めて所属所あて送付します。

その他、御不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

総務・退職手当担当 春山・高橋

TEL 048 - 830 - 6670

FAX 048 - 830 - 4953

退職手当の支給割合一覧表(改定後)

【別紙1】

退職事由 勤続期間	自己都合	公務外傷病 任期満了	定年 公務外死亡 通勤災害傷病	勸奨	公務上死亡 公務上傷病 整理退職
6月未満	0	0	0.837		
1年	0.5022	0.837	0.837		1.2555
2年	1.0044	1.674	1.674		2.511
3年	1.5066	2.511	2.511		3.7665
4年	2.0088	3.348	3.348		5.022
5年	2.511	4.185	4.185		6.2775
6年	3.0132	5.022	5.022		7.533
7年	3.5154	5.859	5.859		8.7885
8年	4.0176	6.696	6.696		10.044
9年	4.5198	7.533	7.533		11.2995
10年	5.022	8.37	8.37		12.555
11年	7.43256	9.2907	11.613375		13.93605
12年	8.16912	10.2114	12.76425		15.3171
13年	8.90568	11.1321	13.915125		16.69815
14年	9.64224	12.0528	15.066		18.0792
15年	10.3788	12.9735	16.216875		19.46025
16年	12.88143	14.3127	17.890875		20.8413
17年	14.08671	15.6519	19.564875		22.22235
18年	15.29199	16.9911	21.238875		23.6034
19年	16.49727	18.3303	22.912875		24.98445
20年	19.6695	19.6695	24.586875	24.586875	26.3655
21年	21.3435	21.3435	26.260875	26.260875	27.74655
22年	23.0175	23.0175	27.934875	27.934875	29.1276
23年	24.6915	24.6915	29.608875	29.608875	30.50865
24年	26.3655	26.3655	31.282875	31.282875	31.8897
25年	28.0395	28.0395	33.27075	33.27075	33.27075
26年	29.3787	29.3787	34.77735	34.77735	34.77735
27年	30.7179	30.7179	36.28395	36.28395	36.28395
28年	32.0571	32.0571	37.79055	37.79055	37.79055
29年	33.3963	33.3963	39.29715	39.29715	39.29715
30年	34.7355	34.7355	40.80375	40.80375	40.80375
31年	35.7399	35.7399	42.31035	42.31035	42.31035
32年	36.7443	36.7443	43.81695	43.81695	43.81695
33年	37.7487	37.7487	45.32355	45.32355	45.32355
34年	38.7531	38.7531	46.83015	46.83015	46.83015
35年	39.7575	39.7575	47.709	47.709	47.709
36年	40.7619	40.7619	47.709	47.709	47.709
37年	41.7663	41.7663	47.709	47.709	47.709
38年	42.7707	42.7707	47.709	47.709	47.709
39年	43.7751	43.7751	47.709	47.709	47.709
40年	44.7795	44.7795	47.709	47.709	47.709
41年	45.7839	45.7839	47.709	47.709	47.709
42年	46.7883	46.7883	47.709	47.709	47.709
43年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
44年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709
45年	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709

「退職手当概算書」について

◎確認項目について（別紙 2 - 2 で斜め文字となっている箇所）

次の項目に誤りがないか御確認ください。

○ 氏名 ○ 生年月日 ○ 在職期間 ○ 級号給

◎各項目について

1 退職手当の概算額

①退職手当額（税込）… 退職手当の概算額になります。あくまで目安としてお考えください。
税金等が引かれる前の概算額が記載されています。

②所得税＋住民税 … 退職手当そのものに係る税金の概算額になります。
退職手当からは、記載の「所得税＋住民税」のほか、さらに一括徴収住民税（※）
及び共済・互助会貸付金（該当者のみ）が控除されます。

※「一括徴収住民税」とは、平成 28 年の所得に対し、平成 29 年 6 月から平成 30 年 5 月まで毎月給与から控除される住民税について、退職に伴い給与から控除できなくなる平成 30 年 4 月、5 月分を退職手当から一括して控除するものです。毎月控除されている住民税 2 か月分とお考えください。

③支給額 … 退職手当に係る税金等を控除した後の概算額になります。

2 算出基礎等

④在職期間

- ・職員として引き続き在職期間をいいます。
- ・本県本採用前に、臨時的任用又は国・他県または市町村等における在職期間がある場合、1 日も空かずに引き続いていて、かつ退職手当の支給がされていなければ、在職期間に含めます。

⑤休職等期間

- ・休職、育児休業など、退職手当算定上の在職期間から除算される期間です。

⑥勤続期間

- ・在職期間から休職等期間合計を引いて、一年未満の期間を切り捨てたものとなります。

⑦支給割合（平成 30 年 2 月 1 日より改正）

- ・【別紙 1】「退職手当の支給割合一覧表（改正後）」を御覧ください。退職事由と勤続期間から算出されるものです。

⑧算定基礎給料月額

- ・現在の級号給を基に算出しています。

⑨退職手当の調整額

- ・職責等から定められる職員の区分と在職年数から算出されます。

※退職手当額、税額、算定基礎給料月額および支給率等は、平成 30 年 3 月 31 日に定年退職される場合で計算してあります。（平成 30 年 2 月 1 日より改正条例施行）

退職手当概算書

【別紙2-2】

<退職手当概算書の見方>

名	職員番号	氏 名	生 年 月 日 (年 齢)
教諭		錦 玉 花 子	昭和32年7月14日 (80歳)

① 退職手当の金額の概算額です。
税金等が控除される前の概算の金額となっています。

1. 退職手当概算額

退職手当額(税込)	所得税 + 住民税	支 給 額
2,161 万円	24 万円	2,137 万円

③ 退職手当そのものに係る税金が控除された後の概算の金額となっています。

2. 算出基礎等

4	在 職 期 間	勤続期間	34 年
	昭和58年4月1日 ~ 平成30年3月31日	(A) - (B)	
5	休 職 等 期 間	退職事由	定年
	昭和59年10月12日 ~ 昭和59年3月31日	6 育児休業	
	年 月 日 ~ 年 月 日	算出基礎給料月額	(× 1.00)
	年 月 日 ~ 年 月 日	教育職(2)2級152号給	419,952 円
	年 月 日 ~ 年 月 日	退職手当の調整額	1,950,000 円
	年 月 日 ~ 年 月 日	0年 2月 (B)	
	休職等期間合計		

⑥ 勤続期間が記載されています。
(A)の年月から(B)の年月を引いて、端数の月数を切り捨てたものとなっています。
【この概算書での例
35年0月(A) - 0年2月(B) = 34年10月 ⇒ 34年
(月数切捨て)】

⑦ 支給割合が記載されています。
⑥に記載されている勤続期間を、別紙1の支給割合表(定年欄)に当てはめたものが支給割合になります。

3. 経過措置(新制度施行日前日(※)額に係わる算出基礎等)

(1) 新制度施行日前日額に係る算出基礎等

新制度施行日前日(※)までの勤続期間	23年
退職事由	旧制度による支給割合

(2) 施行日後3年間の抑制措置に係る算出基礎等

新制度施行日前日(※)までの勤続期間	年
退職事由	実際の退職日に際して旧制度が維持されていた場合の支給率

<計算式>

$$419,952 \text{ 円} \times 46.83015 \text{ 【支給割合】} + 1,950,000 \text{ 円} \times 1.00 \text{ 【退職手当の調整額】} = 2,161 \text{ 万円} \text{ 【概算額】}$$

⑧ 「算出基礎給料月額」が記載されています。

⑨ 退職手当の調整額が記載されています。